

第2回 向日市地域福祉計画策定・推進委員会次第

日時：令和7年10月6日（月）

10時～

場所：永守重信市民会館第2会議室

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 事

（1）会議の公開について

（2）骨子案作成のためのたたき台について

（3）その他

4 閉 会

向日市地域福祉計画策定・推進委員会 委員名簿

	役 職	肩 書	氏 名
学 識 経 験 者	京都光華女子大学 看護福祉リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 社会福祉専攻	教授	石 井 祐 理 子
高 齢 者 関 係 団 体	向日市老人クラブ連合会	会長	橋 本 正 治
障がい者関係団体	向日市身体障害者協会	会長	山 本 啓 子
自 治 会	寺戸町自治連合会		籠 谷 康
ボ ラ ン テ ィ ア 関 係 者	向日市社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会	委員長	佐 野 と し 子
福 祉 関 係 機 関	向日市民生児童委員連絡協議会		亀 山 明 子
児 童 福 祉 機 関	向日市主任児童委員		前 坂 あ や 子
福 祉 事 業 者	向日市社会福祉協議会	地域福祉推進課 兼任課長	芦 谷 佐 知 子
福 祉 事 業 者	向日市中地域包括支援センター	課長	村 上 雅 代
福 祉 事 業 者	相談支援事業所・地域活動支援センター アンサンブル	所長	石 田 早 苗
市 民 公 募			麿 嶋 通 人

地域福祉計画策定・推進委員会 幹事名簿

所 属	役 職		氏 名
向 日 市	市民サービス部長		柴 田 晶 子
向 日 市	福祉政策監兼市民サービス部副部長兼福祉事務所長		伊 藤 雅 子
向 日 市	主席課長兼子育て支援課長兼こども家庭センター所長		大 野 正 美
向 日 市	主席課長兼高齢介護課長		田 口 慎 也
向 日 市	障がい者支援課長		岩 谷 誠 司
向 日 市	健康推進課長		藤 野 剛 志
向 日 市	子ども家庭課長		沢 合 由 恵
向 日 市	地域福祉課長		里 見 徳 太 郎

第3期向日市地域福祉計画及び 第5次向日市地域福祉活動計画

(骨子案作成のためのたたき台)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
第2章 地域福祉をとりまく向日市の現状と課題	5
1 地域福祉にかかる主な国等の動向	5
2 統計データ等からみる向日市の状況	6
3 対象者別にみた地域福祉の状況	15
4 自殺の状況	23
5 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況	29
6 地域福祉をとりまく現状と課題	31
第3章 第3期向日市地域福祉計画及び第5次向日市地域福祉活動計画	32
■ 施策の体系（案）	32
基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり	33
基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備	36
基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備	39
第4章 第2期向日市自殺対策計画	43
■ 施策の体系（案）	43
基本目標1 市民への周知と啓発	
基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり	
基本目標3 ライフステージに合わせた支援	
第5章 計画の推進に向けて	
資料編	
1 計画の策定経過	
2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	
3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿	
4 用語解説	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨・背景

わが国では、少子高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障がい者、子育て家庭の地域での孤立や、高齢者・障がい者・子どもの虐待、貧困問題といった対応が困難な問題が生じており、令和2（2020）年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響も重なって、その問題はより複雑化・複合化しています。

また、人口減少に加えて、自治会の加入率の低下や構成員の高齢化によって、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が生じているほか、高齢化が進むことにより、「8050 問題」や「ダブルケア」といった課題も顕著になっています。

こうした中、本市では、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」を基本理念に掲げ、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第2期向日市地域福祉計画（後期計画）及び第1期向日市自殺対策計画」を策定し、地域福祉の向上を目指して様々な取組・活動を推進してきました。

一方、社会福祉法人向日市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）では、「第2期向日市地域福祉計画」で掲げた基本理念を実現する具体的な行動計画として、令和5（2023）年度から令和7（2025）年度を計画期間とする「第4次地域福祉活動計画」を策定し、住民主体の地域福祉活動の支援・促進の取り組みを進めてきました。

このように、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域住民を主役として地域福祉の推進を目指すもので、本市における地域福祉のあるべき姿を描いており、車の両輪のような関係にあります。

今般、令和7（2025）年度に計画期間の満了するにあたり、地域福祉を取り巻く状況の変化や社会福祉法をはじめとする関係法令等の改正を踏まえ、本市が目指す地域福祉推進の理念・方向性を共有し、現行の計画をより一層、実効性を持った計画とするため、新たに令和8（2026）年度から5年間を計画期間とする「第3期向日市地域福祉計画及び第2期向日市自殺対策計画」を向日市社会福祉協議会の「向日市地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定されている「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、市町村が策定する計画で、同法に規定されている5つの事項を示す本市の福祉の上位計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、同法第109条に規定されている民間組織である市町村社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、住民、地域で福祉活動を行う者及び福祉事業を営む者が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

本市では、市が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、相互に補完し合い、市と社会福祉協議会の共通目標である、「人と暮らしに明るくやさしいまちづくり」の実現に向けて地域福祉に関する実効性を高める計画とします。

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（参考）第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

（以降、略）

第106条の4（重層的支援体制整備事業）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。（略）

(2) 市の他計画との関係

本計画は、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなどあらゆる分野において地域福祉に関する部分との連携や調整を横断的に図りながら、これらの計画を包括し、各計画の施策を推進する上での共通理念を示すものです。

関係図の掲載

3 計画の期間

本計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、令和12(2030)年度を目標年度とする5か年計画です。

なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。

計画期間の図の掲載

4 計画の策定体制

本計画は、現状を把握するために住民を対象としたアンケート調査を実施するとともに、計画の策定にあたっては策定・推進委員会での協議を行うなど、積極的な住民参加を得ながら策定しました。

(1) 向日市地域福祉計画策定・推進委員会

学識経験者、関係機関の代表、市民公募委員などで構成される「向日市地域福祉計画策定・推進委員会」を設置し、専門的な見地や市民の視点など幅広い分野からの意見交換を行いながら、計画案について審議を行い、計画を策定しました。

(2) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する関心や地域福祉活動への参加状況、地域課題を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。

調査の実施概要を掲載

(3) パブリックコメントの実施（予定）

広く市民の皆様の意見をお聞きするため、令和●年●月●日（●）から令和●年●月●日（●）までパブリックコメントを実施しました。

第2章 地域福祉をとりまく向日市の現状と課題

1 地域福祉にかかる主な国等の動向

年	月日	法律・計画等
令和3年 (2021年)	4月1日施行	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律
	4月1日施行	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律
	9月1日施行	デジタル改革関連法
	12月28日決定	孤独・孤立対策の重点計画の策定
令和4年 (2022年)	3月25日閣議決定	第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定
	10月14日閣議決定	自殺総合対策大綱の閣議決定
令和5年 (2023年)	3月17日閣議決定	第二次再犯防止推進計画の閣議決定
	4月1日施行	こども基本法
	6月2日決定	こどもの自殺対策緊急強化プランの決定（こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議）
	6月23日施行	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
	12月22日閣議決定	こども大綱の閣議決定
令和6年 (2024年)	1月1日施行	共生社会の実現を推進するための認知症基本法
	3月策定	第4次京都府地域福祉支援計画の策定
	3月改定	京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画の改定
	3月策定	第3次京都式オレンジプラン（第3次京都認知症総合対策推進計画）の策定
	4月1日施行	孤独・孤立対策推進法の施行
	4月1日施行	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
	4月1日施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律
	6月11日決定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の策定
令和7年 (2025年)	5月27日改定	孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）の改定

2 統計データ等からみる向日市の状況

(1) 総人口・世帯の推移

本市の総人口は、令和6(2024)年の56,340人から令和12(2030)年には55,310人、令和22(2040)年には52,936人と減少傾向になると見込まれます。

また、団塊の世代が75歳以上となった令和7(2025)年の高齢化率は●%であり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年の高齢化率は33.8%とさらに上昇する見込みです。

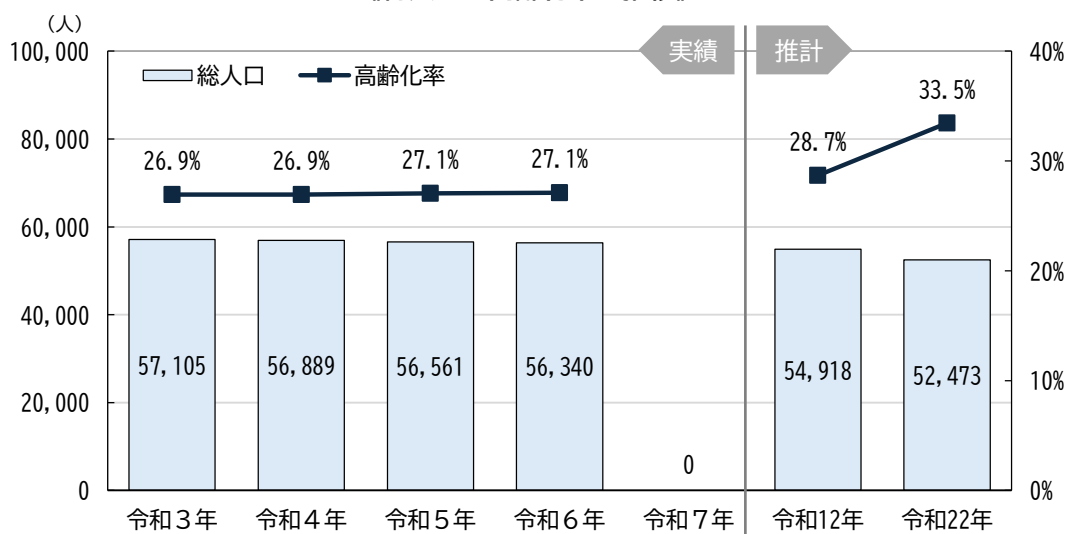
《総人口と年齢3区分別人口・高齢化率の現状及び推計》

単位：人、%

	実績値					推計値	
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和12年	令和22年
総人口	57,105	56,889	56,561	56,340		54,918	52,473
15歳未満	7,882	7,746	7,579	7,423		7,236	6,861
15～64歳	33,834	33,817	33,682	33,641		31,927	28,054
65歳以上	15,389	15,326	15,300	15,276		15,755	17,558
高齢化率	26.9	26.9	27.1	27.1		28.7	33.5

【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

《総人口と高齢化率の推移》



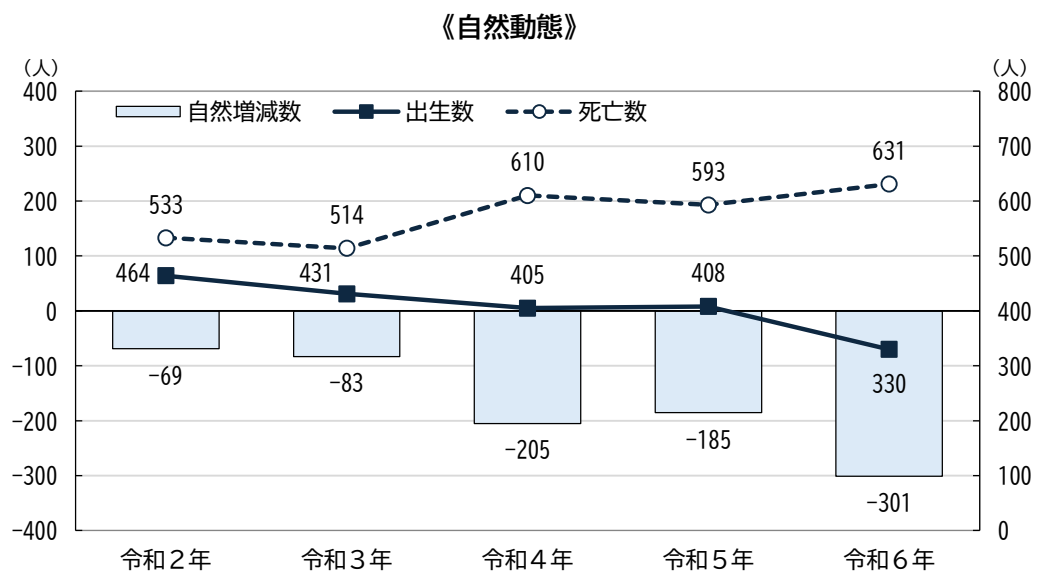
【資料】実績値は住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値は国立社会保障・人口問題研究所令和5年(2023年)推計

令和7年10月1日数値が確定次第、更新

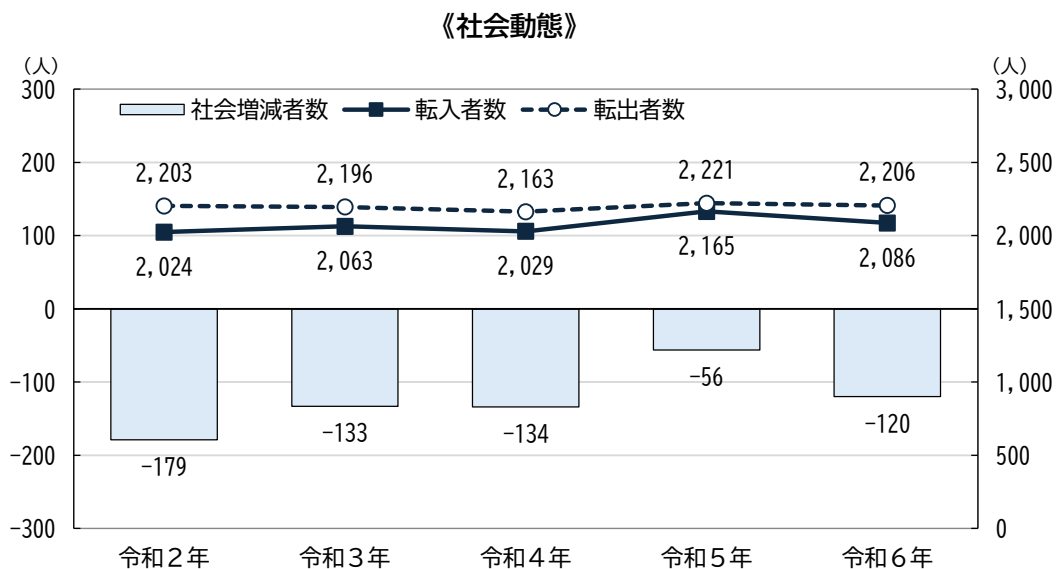
(2) 人口動態

直近の人口動態をみると、自然動態では、死亡数が出生数を上回る「自然減」が令和4(2022)年以降、大きくなっています。

また、社会動態では、令和2(2020)年以降の直近5年間では、転出数が転入数を上回る「社会減」が続いています。



【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）



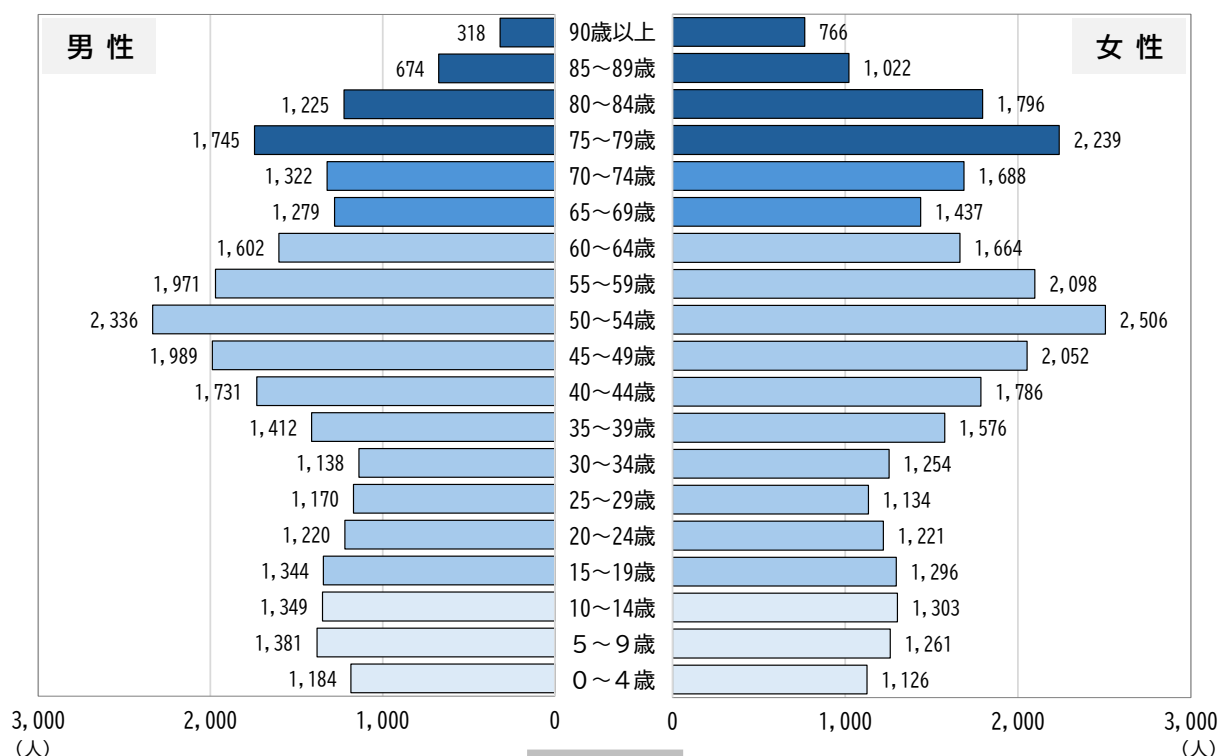
【資料】市民課（各年1月1日～12月31日）

令和7年数値が確定後更新

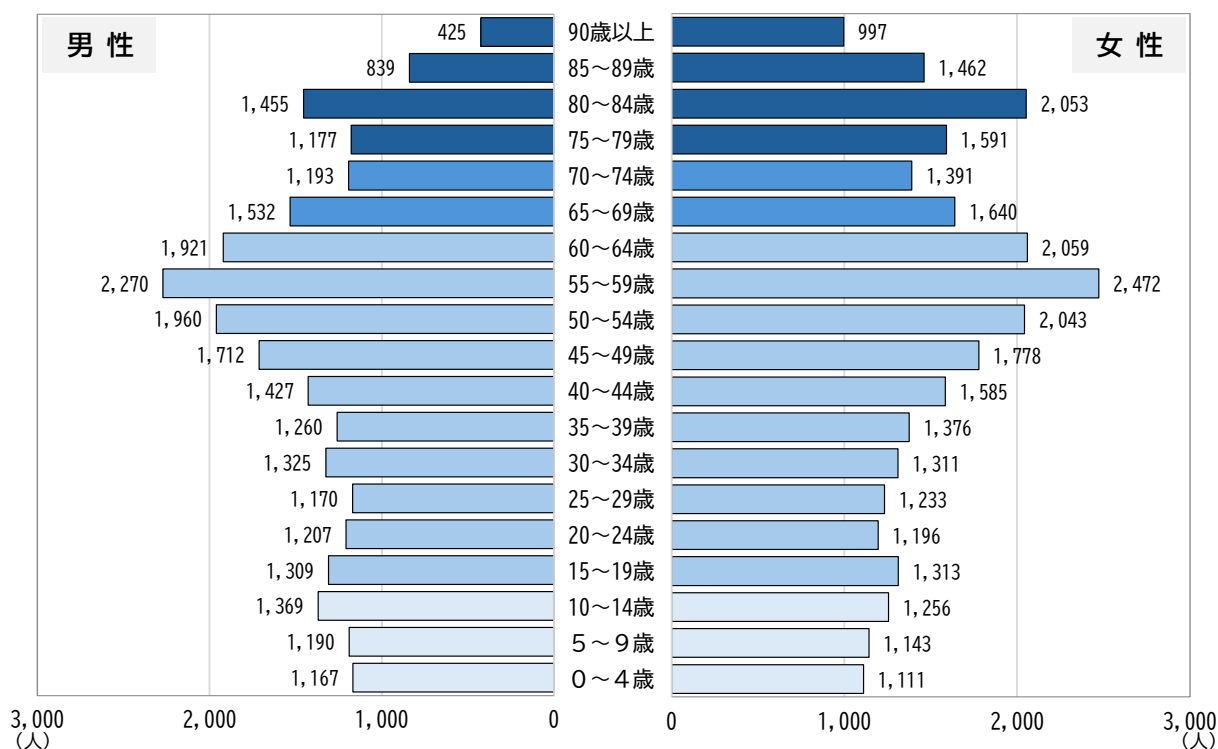
(3) 人口構造

本計画の計画終了年度である令和 12(2030)年の人口構造をみると、55～59 歳の層と 80～84 歳の層が増加し、総人口に占める後期高齢者の割合が増加しています。

《人口ピラミッド：令和 7(2025)年》



《人口ピラミッド：令和 12(2030)年》



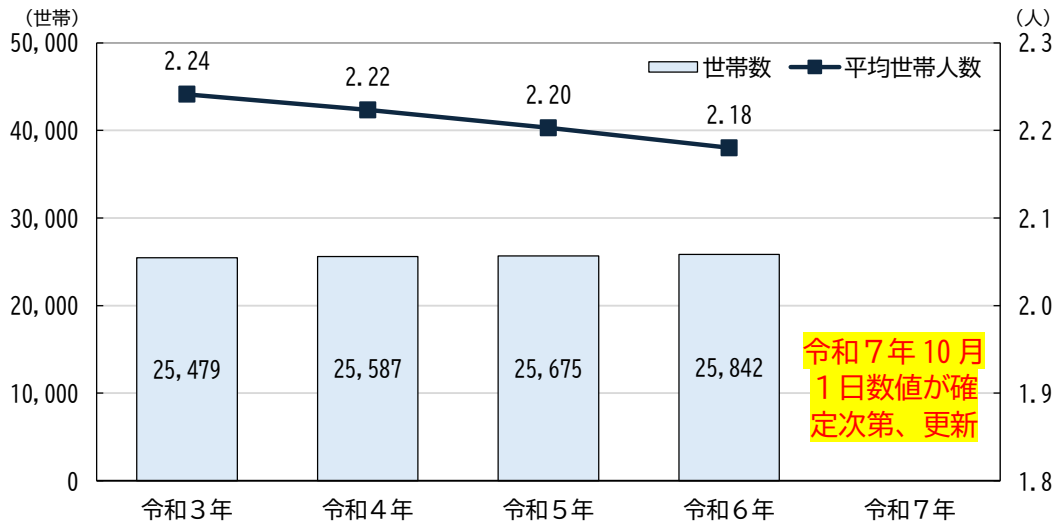
【資料】 国立社会保障・人口問題研究所令和 5 年(2023 年)推計

令和 7 年 10 月 1 日数値確定後、上段グラフ更新

(4) 世帯の状況

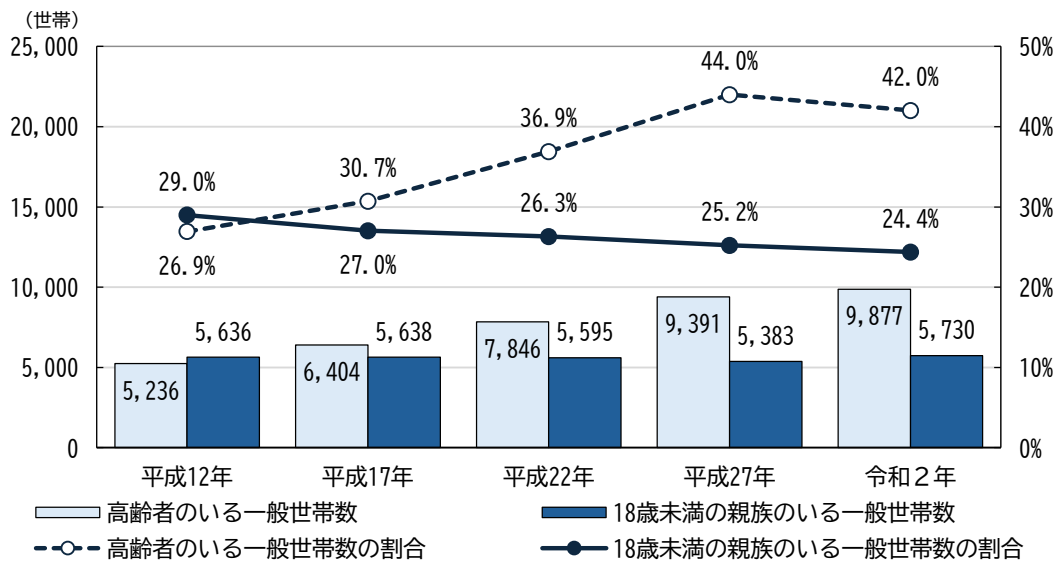
世帯数は、年々増加しているものの、平均世帯人数は年々減少しています。また、国勢調査によると高齢者のいる世帯が増加しており、平成27(2015)年以降は4割を超えています。高齢者のいる世帯の内訳をみると、令和2(2020)年には単独世帯が約3割を占めています。

《世帯数・平均世帯人数の推移》



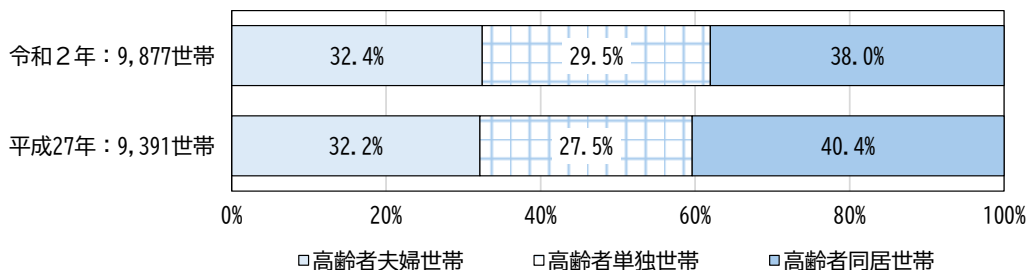
【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

《18歳未満のこどものいる世帯・高齢者のいる世帯の推移》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

《高齢者のいる世帯の構成割合》



【資料】国勢調査（各年10月1日現在）

(5) 地区別の人口・世帯の状況

地区別人口・世帯数については、令和3年と令和7年を比較すると、・・・・・・

《地区別人口・世帯数》

単位：人、世帯

		物集女 地区	寺戸 地区	森本 地区	鶏冠井 地区	上植野 地区	向日 地区	西向日 地区	向日台 地区
人口	令和3年	8,443	25,536	4,471	5,124	10,633	916	1,286	696
	令和7年								
	増減								
世帯数	令和3年	3,546	11,604	1,952	2,297	4,623	435	594	428
	令和7年								
	増減								

【資料】住民基本台帳（各年10月1日現在）

令和7年10月1日数値確定後、表・グラフ更新

(6) 地域福祉に関する活動の状況

① 自治会・町内会

本市の自治会・町内会は、一定の区域を単位として、その地域に住む人々によって自主的に組織された任意の団体です。この自治会・町内会などが集まって、8つの連合自治会（区）が組織され、防犯や防災をはじめ、環境美化や様々な地域の交流活動などを通して地域の連携感を高め、豊かで住みよい地域づくりに取り組まれています。自治会・町内会への加入率は、年々低下しています。

② 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会は、市内の8つの連合自治会（区）に設置されている地域福祉活動を推進している地域住民主体の任意団体で、地域ごとに特色ある福祉活動が展開されています。具体的には、地域の各種団体やボランティアなどの協力により、高齢者の配食・会食活動や世代間交流行事、サロン活動などを、公民館やコミュニティセンターなどで行われています。

《地区社会福祉協議会の活動状況（令和6年度）》

地区社協名	主な事業・活動
物集女地区社協	会食会・筍掘り・筍土入れ体験・餅つき・ふれあいサロン活動・挨拶通り推進事業・クリーン作戦・合同パトロール・区民体育祭
寺戸地区社協	夏休みパトロール・ギター&ピアノ演奏会・高齢者食事会・餅つき大会・クリスマス会・新年交流会・各地区巡回活動・ひまわり寄席（落語）記念大会
森本地区社協	芋掘り体験・七夕まつり・配食・会食・餅つき・新年互礼会・ふれあいサロン活動・健康体操
鶏冠井地区社協	高齢者配食サービス・音楽療法・友愛訪問
上植野地区社協	子ども神輿・七夕まつり・芋掘り・餅つき・老人会レクリエーション・節分祭
向日地区社協	配食・米寿祝・餅つき・ふれあいサロン活動・安全パトロール活動
西向日地区社協	ふれあいサロン活動・映画会・登校見守り・音楽会・地区体育祭・バイオリン演奏会・餅つき・折り紙
向日台地区社協	ラジオ体操・春の会食会・ふれあいサロン活動・冬のイベント

【資料】向日市社会福祉協議会

③ ボランティア活動・市民活動

市民の自主的・主体的なボランティア活動は、地域の美化清掃活動をはじめ、手話や点訳などの専門的な技術や技能を必要とするものまでさまざまな活動が、個人あるいはグループで行われています。これらの活動を支援するための機関として、向日市社会福祉協議会が設置している「ボランティアセンター」と、市が設置している「市民協働センター」があります。

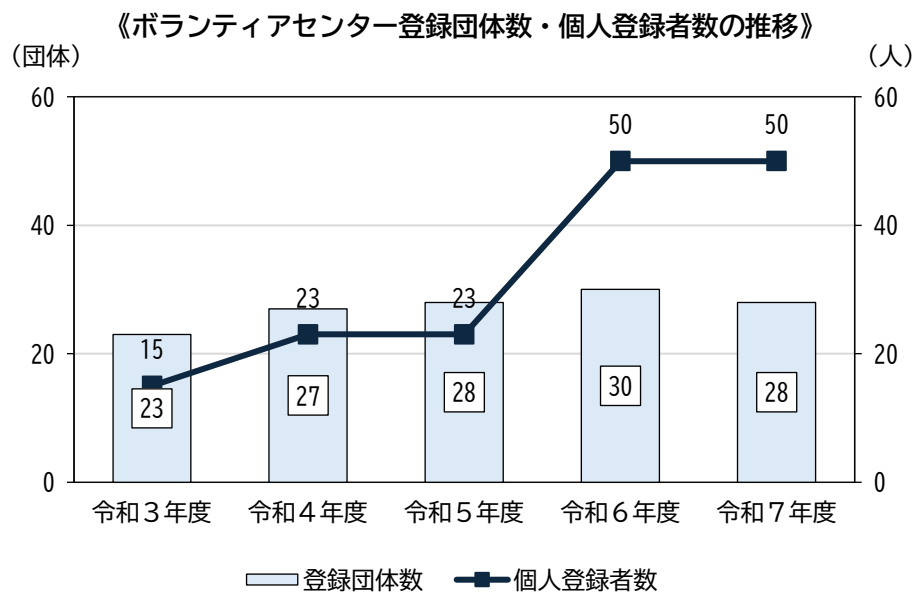
ボランティアセンターは、様々な福祉ボランティアの登録とともに、ボランティア講座や研修、活動を支援するための相談、依頼に応じた利用者と提供者のマッチングなどを行っています。また、ファミリーサポートセンターや図書館などにおいても、保育や読み聞かせのための専門的なボランティア養成に取り組んでいます。さらに、地区社協や社会福祉施設などでも、高齢者の交流を目的としたサロンや配食・会食、話し相手などのボランティアが活躍されています。

市民協働センターでは、福祉分野の活動に限らず、環境や生涯学習・まちづくりなどの幅広い市民活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）を支援しています。

《ボランティアセンター登録グループ一覧（令和7(2025)年度）》

区分	グループ名	主な事業・活動
点字	向日市点訳サークル「きつつき」	視覚障がい者への点訳活動や点字啓発
点字 (琴の楽譜)	音符点訳「おたまじゃくし」	視覚障がい者への琴の楽譜の点訳提供
手話	上植野手話サークル「あすなろ」	聴覚障がい者の理解促進や手話普及活動
要約筆記	向日市要約筆記サークル「フレンド」	難聴者への要約筆記を通じた情報保障
音訳	音訳サークル「愛フレンド」	視覚障がい者への広報誌等の音訳活動
介助	サークル・プラスワン	福祉施設でのお手伝いやお話し相手
リフォーム	ボランティアグループひまわり	高齢者・障がい者（児）を対象にした衣服のリフォーム
交流	ブーフーウー京都	電子紙芝居を使用した福祉施設訪問
	むこうシニア	シニア世代を対象とした地域交流の場づくり
	向日市子育て応援団	子育て世代の交流会や勉強会の開催
	むこうスタイル Labo	本のお物々交換を通じた人との交流の場づくり
	ビバ！セカンドライフ	地域住民の交流の場や高齢者の居場所づくり
	日本ボーイスカウト 向日第一団	児童・青少年を対象とした体験型教育活動
	ガールスカウト京都府第37団	自己開発や人とのまじわり、自然とともに活動の主旨とした野外活動やボランティア活動
	おもちゃの病院	壊れたおもちゃの修理を通じた物を大切にすることの育み
サロン	向日市物集女町竹林ボランティア「藪の竹ぼうき」	向日市内の放置竹林及び竹林道の有効活用とまちづくりを通じた地域住民の交流
	サロン・かぐやひめ	高齢者や障がい者を対象としたふれあいサロン活動の開設の推進
	健康	
健康	カイロプラクティック地域普及委員会	地域に広くカイロプラクティックを普及するための健康講座や体験会の開催
	アクティブエイジング	リンパケアを活用した介護予防活動
	ひだまり健康サークル	介護予防のための健康体操
配食活動 (高齢者)	配食サービス「ぶどうの会」	地域の高齢者世帯へのお弁当の配達及び安否確認（月1回）
子ども食堂	向日市さくらきっちゃん	イベントやこども食堂の開催を通じた親及び子どもたちの居場所づくり（月1～2回）
趣味 サークル	詩吟を愛する会	詩吟を通じたボランティア活動
	乙訓南京玉すだれ保存会（サークル）	南京玉すだれや皿回しを通じたイベント出演
	オカリナ「フーガ」	オカリナ演奏による福祉施設訪問活動
権利擁護	非営利活動団体ふだんのくらしのしあわせ	小学生から高校生までの子どもたちが自由に過ごせる居場所づくり
居場所	みんなのひろば いろいろ	不登校の子どもと保護者の居場所づくり
その他	犬・猫シッターぶんぱく	犬・猫の飼育が難しい方へのペット支援

【資料】向日市社会福祉協議会



【資料】向日市社会福祉協議会

《市民協働センター登録団体数一覧（令和7(2025)年度）》

活動分野	登録数	活動分野	登録数	活動分野	登録数
地域・まちづくり	23	福祉	13	保健・医療	6
竹文化	3	史跡・観光	2	文化・芸術	11
スポーツ	6	社会教育	11	環境保全	10
美化活動	9	交通安全	1	男女共同参画	5
子ども	21	国際協力・交流	4	人権・平和	10
災害支援	2	I T・情報化	1	科学技術	2
経済活動の活性化	3	職業訓練・雇用促進	2	消費者保護	4
市民活動支援	12	生涯学習支援	14	食・農業	10
その他	3				

※ 1つの団体が複数の活動分野に登録している場合があります。

【資料】広聴協働課（令和7年6月現在）

(7) 向日市社会福祉協議会（市社協）の状況

市社協では、地域住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指したさまざまな活動を行っています。

また、少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行するなか、「地域福祉活動計画」を策定し、自治会単位の福祉の支え合いとして、住民主体の地域福祉活動を推進しています。

さらに、介護や福祉ニーズへの対応のため、住民への直接サービス事業として、高齢者や障がい者へサービス提供を行うほか、市の委託事業として地域包括支援センター、障がい者生活支援センター、生活困窮者自立相談支援事業等を行っています。

【5-5 市社協の主な地域福祉活動】

- 1) 地域福祉活動計画の推進
 - ・アクションプラン（災害・認知症）の取組み ・実施交流会 など
- 2) 小地域福祉活動
 - ・地区社協活動の推進 ・地域サポートセンターの運営 ・ふれあいサロン活動の支援
 - ・若者の発想を活かした地域づくり事業 ・事業所の社会貢献活動推進 など
- 3) 子育て支援活動
 - ・のびのび子育て教室 ・子育て支援講座 など
- 4) 高齢者福祉活動
 - ・歳末おかたづけ応援隊事業（シルバー人材センターとの連携）
 - ・まごころ見守り定期便（ヤクルトとの連携） ・地域健康塾 ・認知症サポーター養成事業 など
- 5) 障がい者（児）福祉活動
 - ・障がい者地域生活支援センターの相談事業 ・障がい児・者余暇活動支援事業（創作活動）
 - ・聴覚障がい者のためのいきいきサロン ・障がい児療育事業 ・視覚障がい者交流事業
 - ・聞こえの相談会 ・障がい者（児）ふれあいレクリエーション など
- 6) ボランティア活動の支援
 - ・ボランティアセンターの運営（団体・個人登録及びマッチング）
 - ・福祉教育・ボランティア学習プログラム ・ボランティア体験プログラム
 - ・ボランティア養成（点字・災害） ・ボランティア情報誌の発行 など
- 7) 相談支援
 - ・福祉サービス利用援助事業 ・生活福祉資金
 - ・くらしと仕事の相談窓口（生活困窮者自立相談支援事業） ・小口厚生資金 など
- 8) 向日市地域包括支援センターの運営
 - ・介護予防ケアマネジメント ・包括ケア会議
 - ・介護予防講座 ・認知症地域支援体制構築等推進事業 など
- 9) その他
 - ・社協まつり ・福祉団体への助成 ・学習備品の貸出 ・車いすの貸出 など

3 対象者別にみた地域福祉の状況

(1) 高齢者の状況

① 要介護（要支援）認定者等の推移

要介護（要支援）認定者数は、令和3（2021）年度の3,079人から令和7（2025）年度には●人となり、増加傾向にあります。

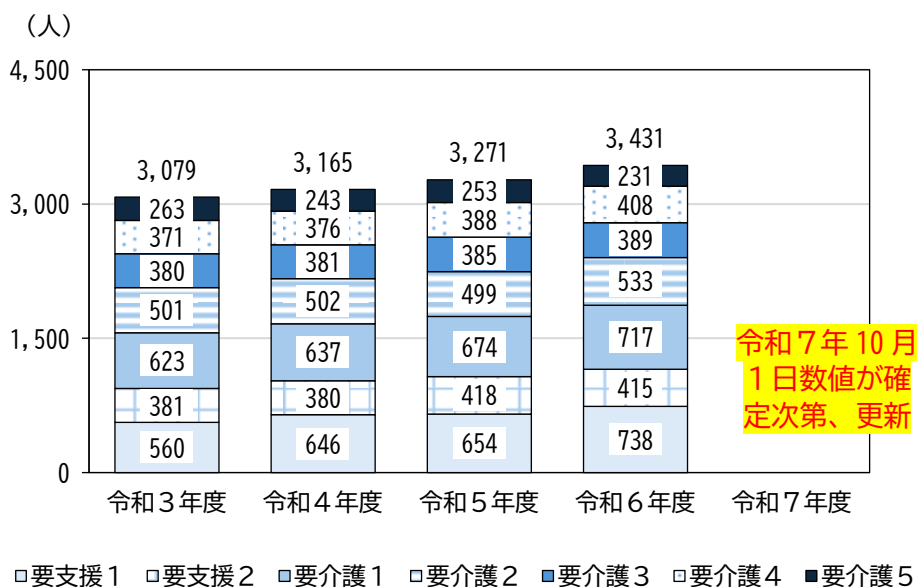
《向日市 要介護（要支援）認定者等の推移》

単位：人、%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定者数	3,079	3,165	3,271	3,431	
要支援1	560	646	654	738	
要支援2	381	380	418	415	
要介護1	623	637	674	717	
要介護2	501	502	499	533	
要介護3	380	381	385	389	
要介護4	371	376	388	408	
要介護5	263	243	253	231	
うち第1号被保険者	3,034	3,118	3,218	3,374	
うち第2号被保険者	45	47	53	57	
認定率（%）	19.7	20.3	21.0	22.1	
第1号被保険者数	15,389	15,326	15,300	15,276	

※認定率＝第1号被保険者認定者数÷第1号被保険者数

【資料】介護保険事業状況報告（各年度9月末）、第1号被保険者数は住民基本台帳（各年度10月1日現在）



② 認知症サポーター

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、高齢者の徘徊に伴う行方不明者の搜索への協力など、認知症の本人やその家族をあたたく見守り応援する人のことを言います。

認知症地域支援推進員が、認知症の高齢者とその家族が過ごしやすい地域のネットワークづくりを担い、認知症に対する理解を深めるために認知症サポーター養成講座を実施しています。

《認知症サポーター養成講座・受講者数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
講座開催数	3回	2回	6回	4回	6回
受講者数	256人	86人	133人	241人	188人

【資料】高齢介護課

③ 老人クラブの状況

老人クラブは、地域に住む高齢者が自主的に集まり、仲間づくりやその知識を活かし、生きがいと健康づくりに加え、高齢者同士の交流を深める友愛活動など、地域を豊かにする社会活動に取り組む団体です。

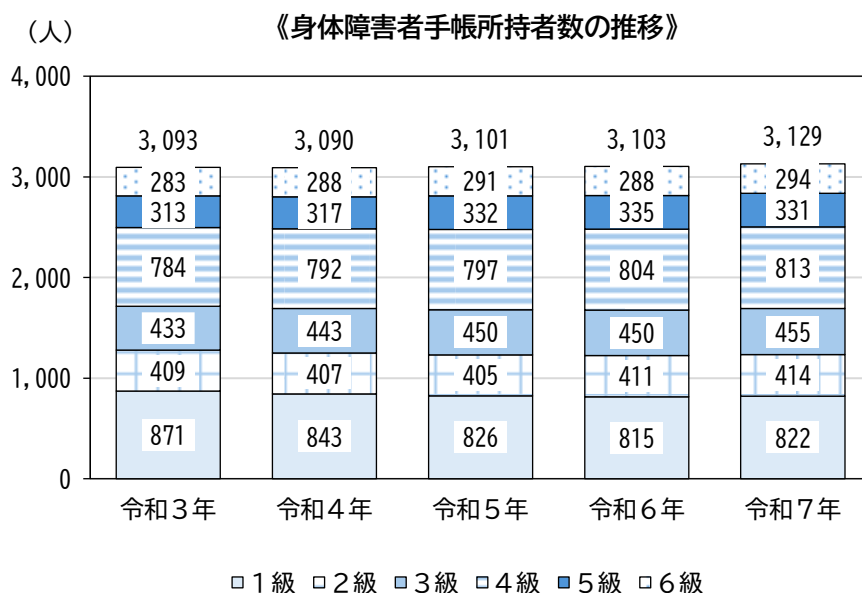
グラフで掲載予定

【資料】高齢介護課（各年度4月1日現在）

(2) 障がい者手帳所持者の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、令和3(2021)年以降、概ね 3,100 人程度となっており、令和7(2025)年で 3,129 人となっています。等級別にみると各年1級が最も多く、身体障害者手帳所持者数の3割近くを占めています。

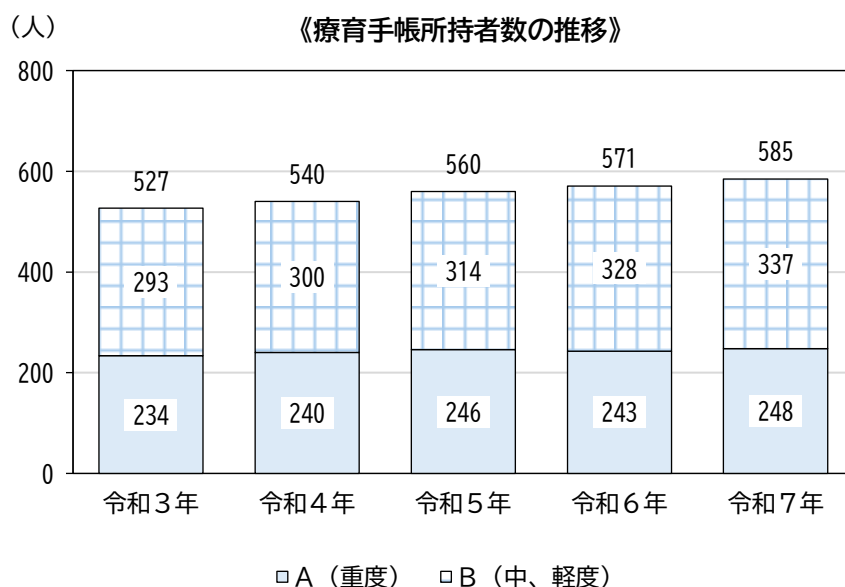


※未返還者を除く

【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

② 療育手帳所持者数の推移

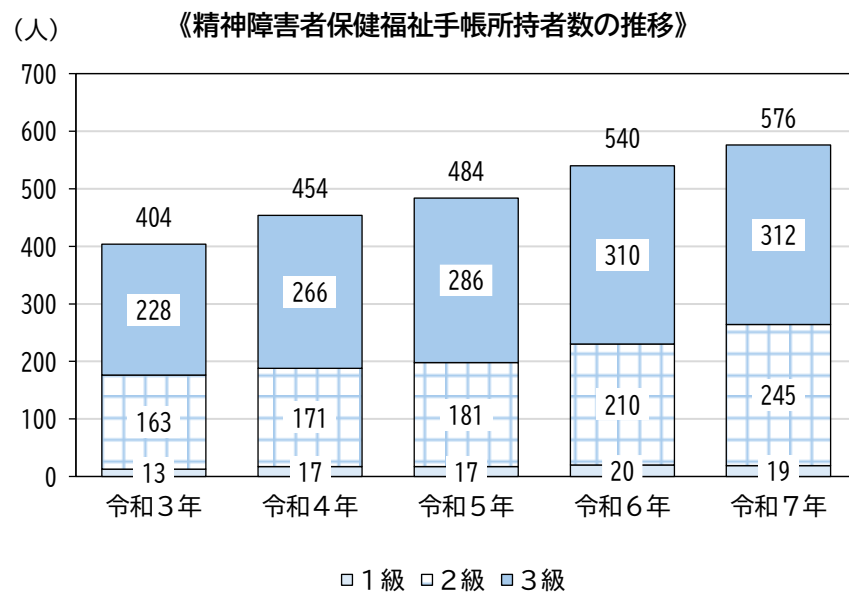
療育手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で 585 人となっています。また、判定別でみると、令和7(2025)年で「A（重度）」が 248 人、「B（中、軽度）」が 337 人となっています。



【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和7(2025)年で576人となっています。等級別でみると、「2級」「3級」は年々増加しています。



【資料】障がい者支援課（各年3月末現在）

(3) 子どもや子育て家庭の状況

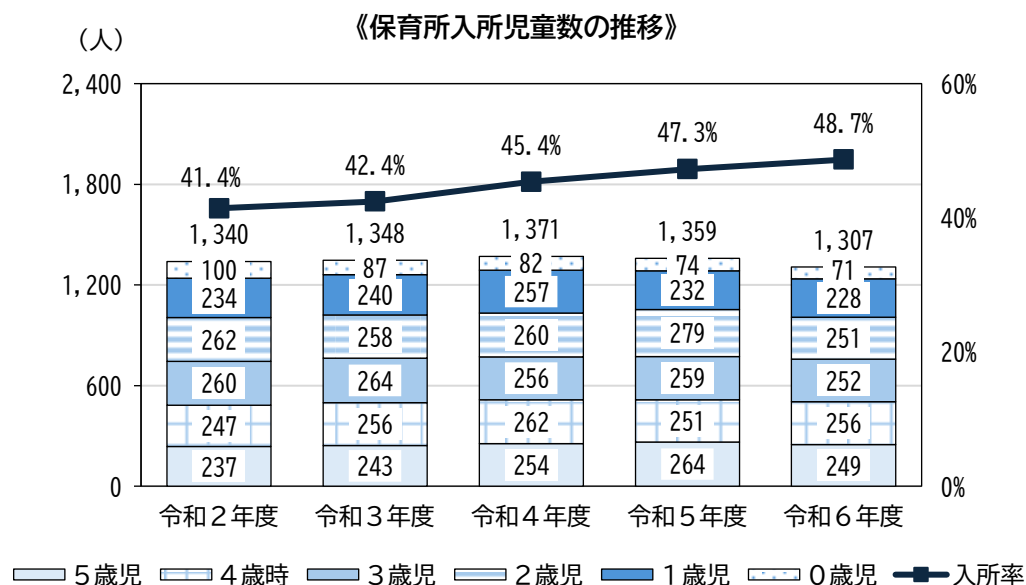
① 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、・・・・・・

グラフで掲載予定

② 保育所の状況（入所児童数の推移）

保育所の入所児童数は、令和2（2020）年度以降、1,300 人程度で推移しています。また、入所率は年々増加しています。



【資料】子育て支援課（各年度4月1日現在）

③ 地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える場として開設しています。

現在、7か所で運営しており、延べ利用者数は令和6（2024）年度で19,054人となっています。

《地域子育て支援拠点の状況》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
拠点数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所
延べ利用者数	16,713人	11,908人	18,582人	19,493人	19,054人

【資料】子育て支援課、子ども家庭課

④ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンターは、乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

【6-10 ファミリーサポートセンターの会員数等の推移】

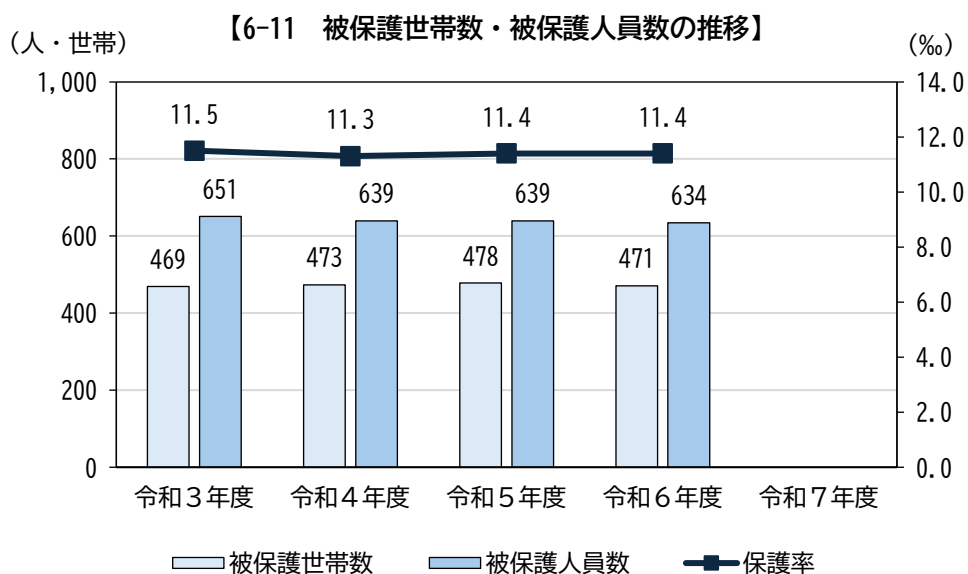
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動件数					
会員合計					
依頼会員					
援助会員					
両方会員					

【資料】：子ども家庭課

（４）低所得者支援の状況

① 生活保護の状況

生活保護制度の被保護者数、被保護世帯数は、ほぼ横ばいとなっています。保護率についても、ほぼ横ばいで推移しています。



※‰（パーミル）：1,000分の1を1とする単位

【資料】：地域福祉課（各年度10月1日現在）

(5) 相談支援等の状況

① 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員は、地域の身近な相談者として、市民の立場にたって、生活に関する様々な相談に応じ、必要な支援を行っています。また、市民の人権やプライバシーに配慮しつつ、一人暮らしの高齢者の方を訪問する活動をはじめ、ひとり親家庭や障がいのある方などの相談相手として、市や関係機関と連携を図りながら、活動されています。

そのうち、子どもに関する相談を専門的に担当する主任児童相談委員も各小学校区ごとに委嘱されています。民生委員・児童委員の活動をより充実させるため、向日市民生児童委員連絡協議会が組織され、情報交換や研修など、活動強化のための取り組みが行われています。

② 高齢者に関する相談支援の状況

地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務など、高齢者に関する相談機関として、市内3か所で運営されています。

地域包括支援センターにおける相談件数は、毎年度1万件を超える相談が寄せられており、令和6(2024)年度は●件の相談を受け付けています。

グラフで掲載予定

③ 障がい者に関する相談支援の状況

障がい者地域生活支援センターでは、地域に暮らす障がいのある方の自立と社会参加を目的に福祉サービスの紹介・就学・就労・生活上の悩み相談、その他、障がい福祉に関する総合相談を行っています。

また、精神障がい者相談支援事業(「こころの健康相談」)は、市役所内に専門の相談窓口を開設し、精神保健福祉士による「こころの健康相談」を実施しています。

身体障害者巡回更生相談は、身体障がい者に対し、巡回して医学的判定及び更生に必要な相談に応じ、適切な指導、助言、援護を行うため、京都府家庭支援総合センターが実施しています。

《障がい者に関する相談支援件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者地域生活支援センター相談支援事業	6,325 件	2,930 件	3,459 件	3,184 件	3,031 件
精神障がい者相談支援事業	54 件	60 件	59 件	52 件	52 件
身体障害者巡回更生相談	3 (1) 回	2 (1) 回	3 (1) 回	3 (1) 回	3 (1) 回
	12 (1) 件	8 (5) 件	11 (2) 件	12 (1) 件	17 (6) 件

※ () 内は、うち向日市開催、向日市民の数値
【資料】障がい者支援課

④ 子ども・子育てに関する相談支援の状況

子育てセンター「すこやか」では、電話や来所により子育てに関する相談を行っています。また、家庭児童相談室では、子育てについて不安や心配のある方に対して、専門の職員が相談を行います。

子育てセンター及び家庭児童相談室への相談件数の合計は、令和2(2020)年度と令和6(2024)年度を比較すると、●件から●件へと約●倍に増加し、特に家庭児童相談室への相談は、●件から●件へと約●倍に増加しています。

グラフで掲載予定

(6) 虐待防止の取組状況

① 児童虐待の防止

児童虐待の通告件数は、

グラフで掲載予定

② 高齢者虐待の防止

地域包括支援センターでは、高齢者虐待に関する相談に応じており、その対応件数は

グラフで掲載予定

③ 障がい者虐待の防止

乙訓障がい者虐待防止センターを乙訓2市1町で設置しており、障がい者虐待防止や早期発見、相談、支援等を行っています。

《障がい者虐待に関する相談・通報件数の推移》

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護者による虐待に関する相談、通報件数	12件	6件	3件	6件	8件
施設従事者等による虐待に関する相談、通報件数	19件	1件	3件	8件	3件
その他虐待に関する相談、通報件数	0件	1件	0件	1件	1件

【資料】障がい者支援課

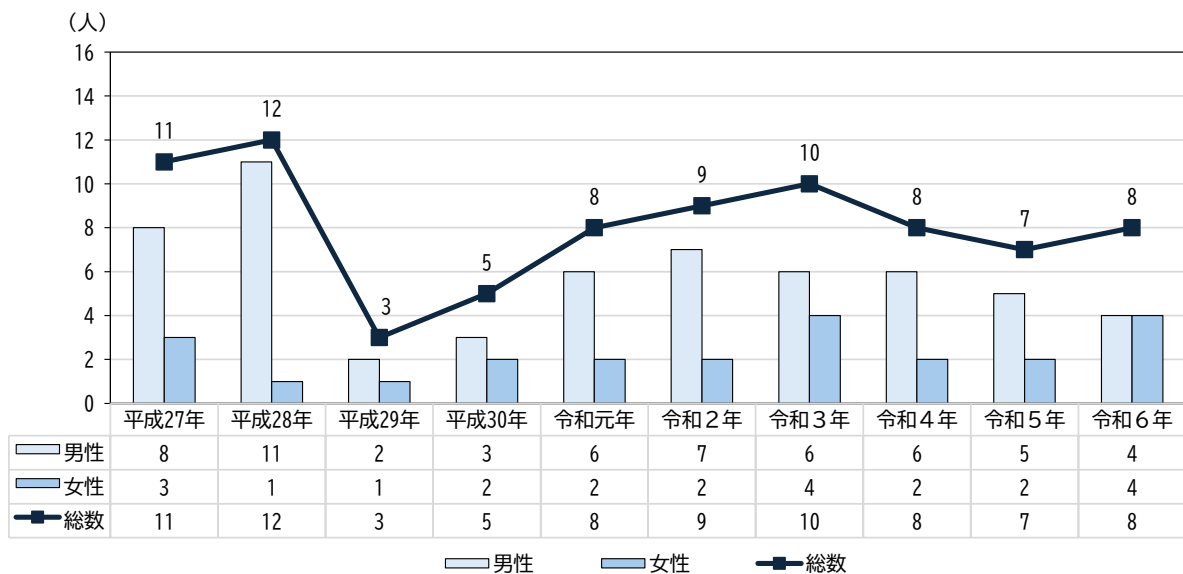
4 自殺の状況

(1) 自殺者数の推移

本市の年間自殺者数は、平成 27(2015)年から令和 6 (2024)年までの 10 年間をみると、平成 28(2016)年の 12 人が最も多く、最も少ない年は、平成 29(2017)年で3人となっています。平成 30(2018)年以降は、最多の平成 28(2016)年には及ばないものの増加傾向にあります。

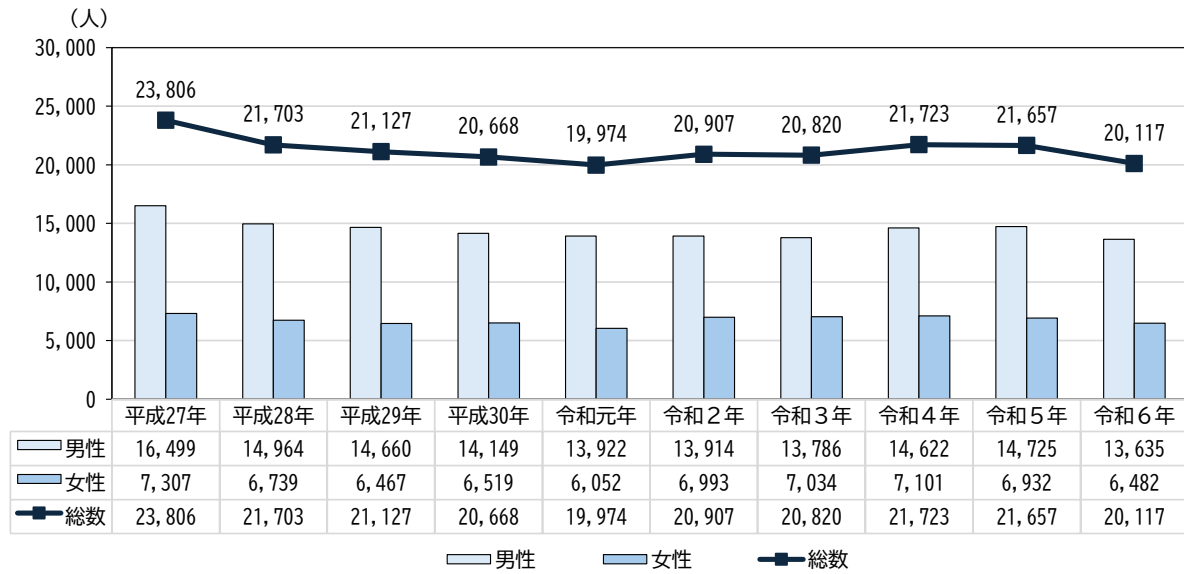
また、本市の自殺者数の集計で男女比をみると、男性が 71.6%、女性が 28.4%（自殺者総数 81 人：男性 58 人、女性 23 人）と7割を男性が占めており、全国（68.2%）や京都府（66.3%）と比べるとやや高くなっています。

《向日市 自殺者数の推移》



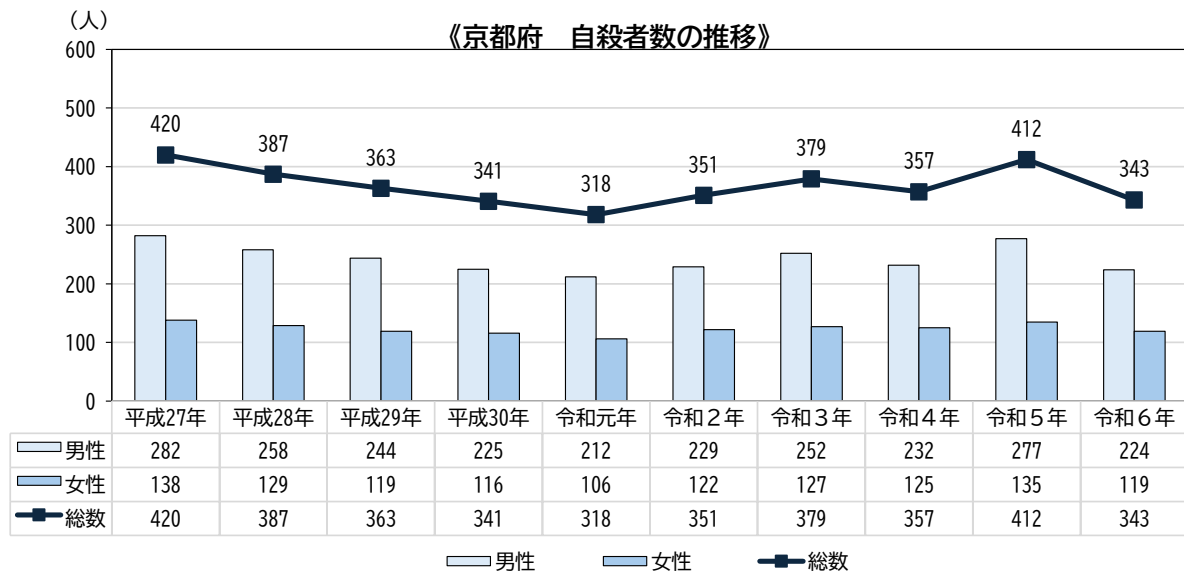
【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

《全国 自殺者数の推移》



【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

《京都府 自殺者数の推移》

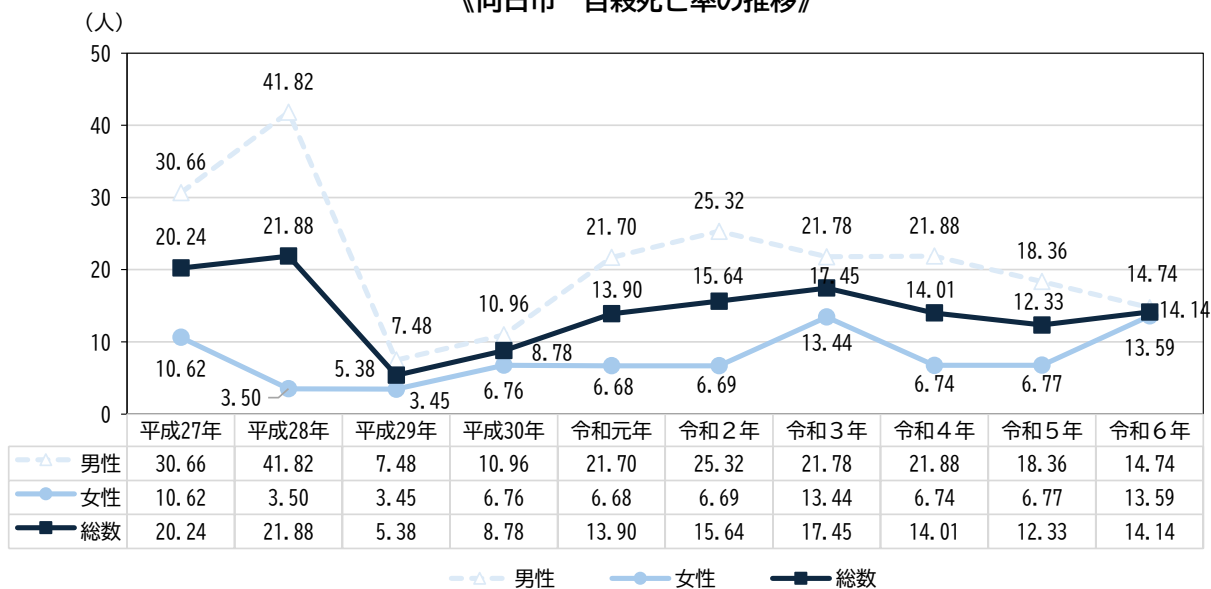


【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(2) 自殺死亡率の推移

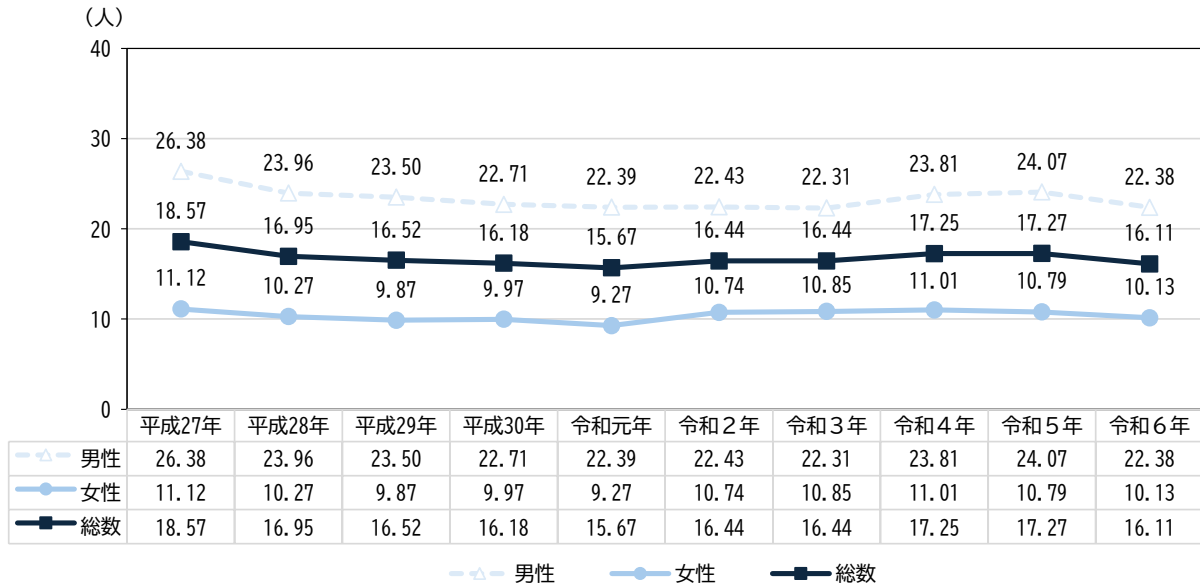
本市の人口 10 万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、男性において、過去 10 年間のうち 6 か年で京都府の水準を上回っており、男性の自殺死亡率が高い傾向にあります。

《向日市 自殺死亡率の推移》



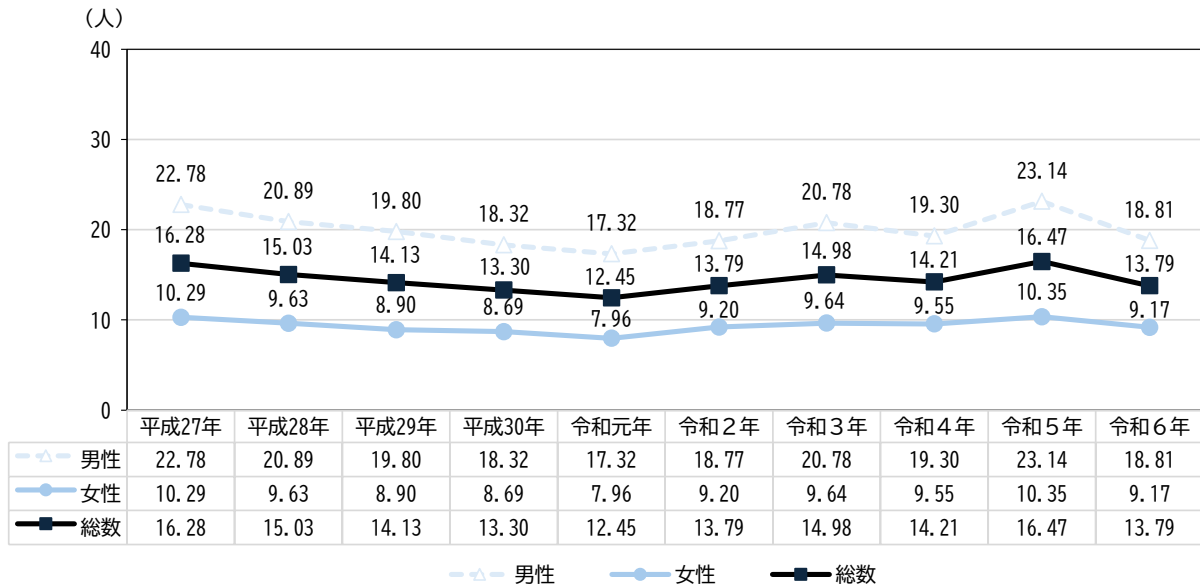
【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

《全国 自殺死亡率の推移》



【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

《京都府 自殺死亡率の推移》

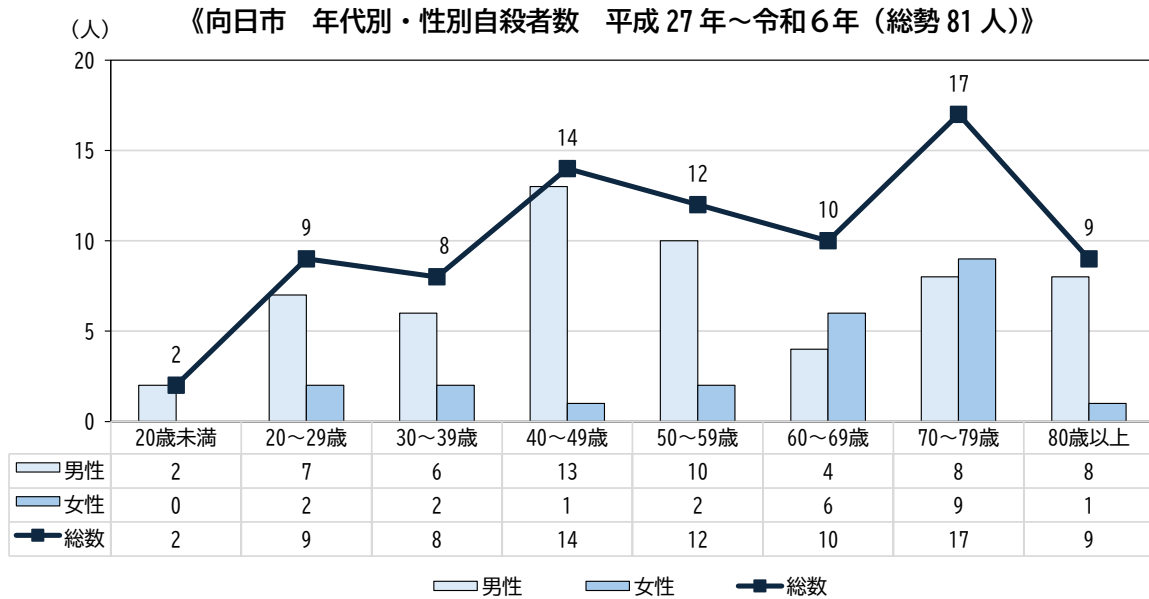


【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(3) 年代別自殺者数の推移

本市の自殺者数を年代別にみると、この 10 年間で最も多い年代は 70～79 歳が 17 人と全体の 21.0%を占めています。60 歳以上の自殺者数の合計は 36 人となっており、自殺者数全体でみると 44.4%を占めています。

また、年代別・性別での内訳でみると、40～49 歳の男性が 13 人と最も多く、全体の 16.0%を占めています。女性については、70～79 歳が 9 人と最も多く、60 歳以上の自殺者数は 16 人と女性全体の自殺者数の 69.6%となっています。



【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(4) 自殺者の同居人有無

本市の自殺者の同居人の有無をみると、「同居人あり」の割合が 67.9%で「同居人なし」の約 2.1 倍となっています。全国と比較しても同じような傾向にあります。

《向日市・全国 性別の同居人有無 平成 27 年～令和 6 年（総勢 81 人）》			
向日市	同居人あり	同居人なし	不詳
男性	40 人	18 人	0 人
	49.4%	22.2%	0.0%
女性	15 人	8 人	0 人
	18.5%	9.9%	0.0%
合計	55 人	26 人	0 人
	67.9%	32.1%	0.0%

全国	同居人あり	同居人なし	不詳
男性	90,754 人	52,741 人	1,381 人
	42.7%	24.8%	0.6%
女性	49,071 人	18,261 人	294 人
	23.1%	8.6%	0.1%
合計	139,825 人	71,002 人	1,675 人
	65.8%	33.4%	0.8%

【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(5) 職業別での自殺者数

本市における職業別にみる自殺者数では、有職が 38.3%、無職が 61.7%となっており、全国と比較して大きな差はみられません。

《向日市・全国 職業別での自殺者数 平成 27 年～令和 6 年（総勢 81 人）》

職業	向日市		全国	
	自殺者数	割合	自殺者数	割合
有職	31 人	38.3%	80,758 人	38.0%
無職	50 人	61.7%	128,233 人	60.3%
学生・生徒等	3 人	3.7%	9,328 人	4.4%
無職者	47 人	58.0%	118,905 人	56.0%
主婦	4 人	4.9%	11,534 人	5.4%
失業者	3 人	3.7%	8,480 人	4.0%
年金・雇用保険等生活者	23 人	28.4%	55,186 人	26.0%
その他の無職者	17 人	21.0%	43,705 人	20.6%
不詳	0 人	0.0%	3,511 人	1.7%
合計	81 人	100.0%	212,502 人	100.0%

※「有職」：令和 3 年までは「自営業・家族従業員」と「被雇用者・勤め人」の合計値

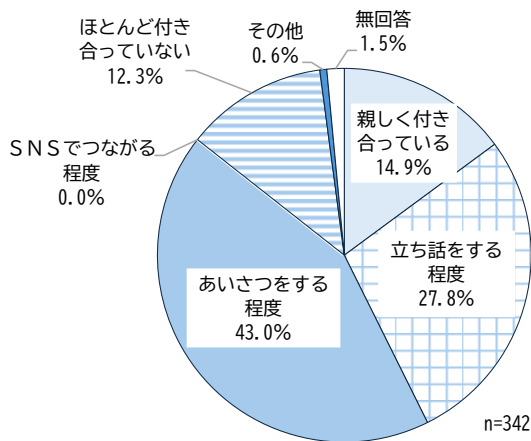
【資料】：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

5 市民アンケート調査結果からみる向日市の状況

(1) 地域との関わり方

10～30 歳代の若い人が、近所付き合いを「あいさつをする程度でよい」と考える人が多い傾向にあり、実際に「挨拶をする程度」にとどまっています。

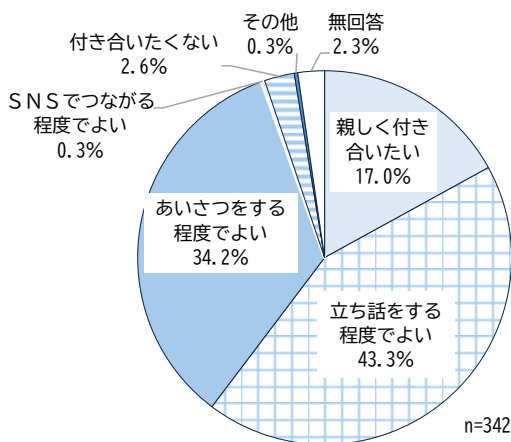
《近所付き合い（現状）》



《年齢別 近所付き合い（現状）》

年齢	最も多い回答	%
10 歳代	あいさつをする程度	66.7
20 歳代	あいさつをする程度	76.9
30 歳代	あいさつをする程度	67.9
40 歳代	あいさつをする程度	48.8
50 歳代	あいさつをする程度	47.5
60 歳代	あいさつをする程度	40.3
70 歳代	あいさつをする程度	35.2
80 歳以上	立ち話をする程度	34.5

《近所付き合い（今後の希望）》



《年齢別の近所付き合い（今後の希望）》

年齢	最も多い回答	%
10 歳代	あいさつをする程度でよい	66.7
20 歳代	あいさつをする程度でよい	61.5
30 歳代	あいさつをする程度でよい	46.4
40 歳代	立ち話をする程度でよい あいさつをする程度でよい	43.9
50 歳代	立ち話をする程度でよい	45.8
60 歳代	立ち話をする程度でよい	45.2
70 歳代	立ち話をする程度でよい	52.1
80 歳以上	立ち話をする程度でよい	41.4

(2) 地域活動

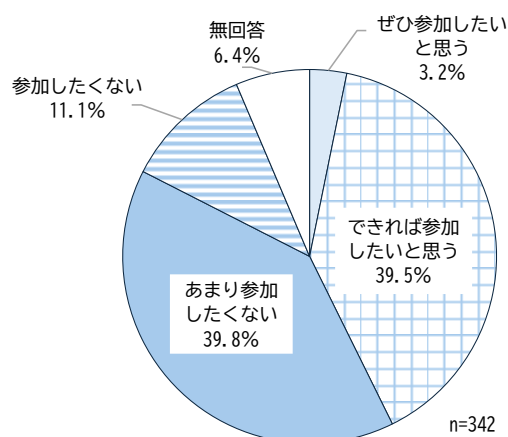
今後の地域活動参加意向について、『参加したい』は 42.7%となっています。

年齢別にみると、『参加したい』は回答数の少なかった 10 歳代を除き、30 歳代で 53.6%と最も多くなっています。

活動に参加したくない理由は、「時間が足りない・忙しいから」が 40.2%で最も多くなっています。

今後参加したい活動は、「文化サークル・教養講座・スポーツ活動・レクリエーション活動」が 44.5%で最も多く、次いで「身近な地域を基盤とした活動」「高齢者に関する活動」が3割を超えています。

《地域活動参加意向》

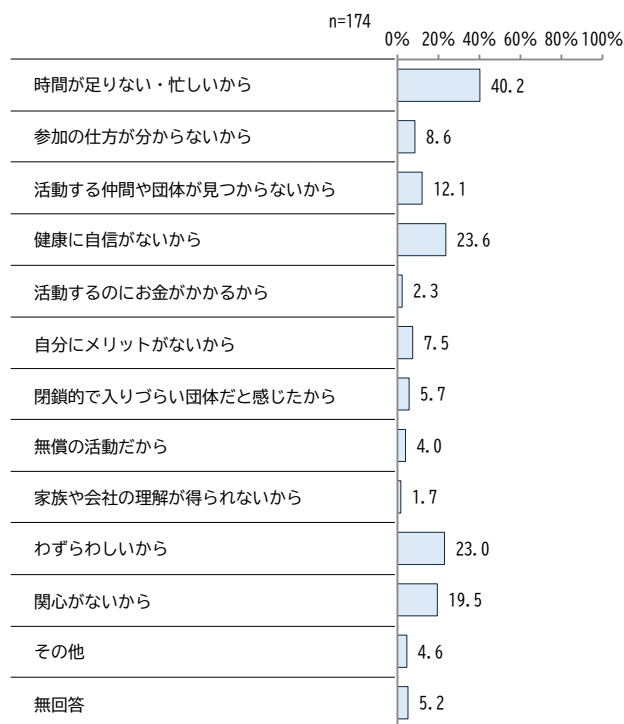


《年齢別 地域活動参加意向》

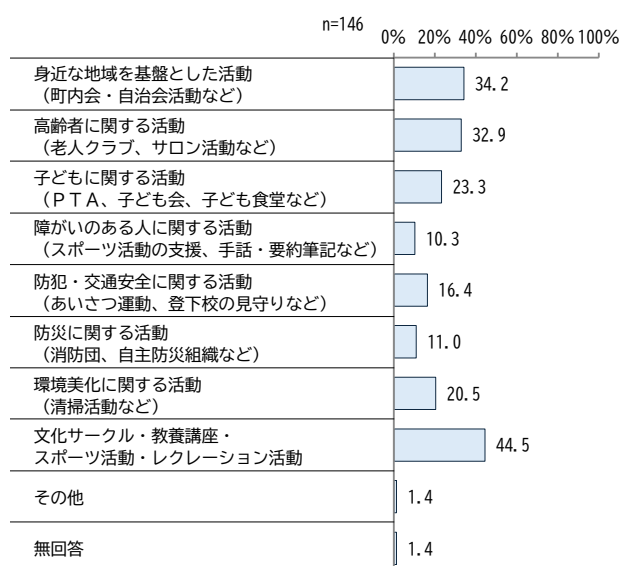
年齢	『参加したい』 (%)
10 歳代	66.7
20 歳代	23.1
30 歳代	53.6
40 歳代	41.4
50 歳代	40.7
60 歳代	46.7
70 歳代	40.8
80 歳以上	41.3

※『参加したい』:「ぜひ参加したいと思う」と「できれば参加したいと思う」の合計

《活動に参加したくない理由》



《今後参加したい活動》



6 地域福祉をとりまく現状と課題

統計【資料】や市民アンケート調査結果からみる本市の現状と課題をとりまとめるとともに、現在の取組状況について関係各課にヒアリングを実施し、向日市地域福祉計画策定・推進委員会での意見を踏まえ、両計画を策定するにあたっての取り組むべき課題や計画の方向性を導き出します。

(1) 地域福祉計画／自殺対策計画

統計資料からみる現状と課題

市民アンケート調査結果からみる現状と課題

関係各課へのヒアリング結果や策定委員会からみる現状と課題

第3章 第3期向日市地域福祉計画及び第5次向日市地域福祉活動計画

■ 施策の体系（案）

第3期向日市地域福祉計画及び第5期向日市地域福祉活動計画

基本目標1 地域福祉を支える担い手づくり

- (1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信
- (2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり
- (3) 地域福祉ボランティア団体の育成と活動への支援

基本目標2 地域における包括的な支援体制の整備

- (1) 見守り・支え合い活動の推進
- (2) 地域福祉活動団体の連携強化
- (3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実
- (4) 虐待の防止の推進
- (5) 権利擁護体制の推進

基本目標3 安心・安全な生活を支える環境整備

- (1) 必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進

基本目標 1 地域福祉を支える担い手づくり

(1) 福祉を学び、知る機会の充実と積極的な情報発信

地域に愛着を持ち、地域に住む一人ひとりができることを広げていくためには、福祉に関することを学び、体験できる環境が重要であり、また、人々と交流することができる場が必要です。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○広報誌「福祉パレット」等を活用した広報・啓発 ○社協まつりなどのイベント等を通じた地域福祉の啓発
市の取組	○広報むこうやホームページなどによる地域福祉活動に関する広報・啓発 ○新たな担い手を育成するため、地域福祉への理解を深める機会の提供 ○市民の自発的な福祉活動に対する学習機会や情報の提供

(2) 地域とつながるきっかけや顔が見える関係づくり

本市には各地域で多数の自治会が組織されており、お互いに助け合いながら、住みよいまちづくりのために活動されています。

一方で、近年、自治会への加入率の減少が続いている状況です。

地域のつながりの希薄化が進む中、住民同士の支え合いや助け合いを通じて、地域に住む人々が課題の解決に向けて協力するためには、「顔が見える関係づくり」が必要となります。

《主な取り組み》

社会福祉協議会の取組	○各種サロン活動等、誰もが気軽に集い、誰かとつながり合える居場所づくりの実施
市の取組	○自治会への加入を促進する啓発活動 ○地域の人たちが誰でも気軽に集まり、交流できる場の提供 ○多世代が交流できる機会の充実

(3) 地域福祉ボランティア団体の育成と活動への支援

市内では、さまざまなボランティア団体や市民活動団体が、地域福祉活動を行っていますが、その活動を今後も継続し、また、活動の範囲を広げ、充実するためには、担い手の確保や活動の場づくりと活動を多くの人に知ってもらう機会が必要です。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○地域福祉ボランティアの育成 ○新たなボランティア担い手の掘り起こし ○ボランティア講座の開催などを支援 ○ボランティア団体等の活動拠点となる福祉会館の利用促進
市の取組	○地域福祉活動を行っているボランティア団体や市民活動団体への支援 ○気軽にボランティア活動に参加できる機会の提供

基本目標２ 地域における包括的な支援体制の整備

（１）見守り・支え合い活動の推進

認知症や一人暮らしの高齢者など、日常生活において支援を必要とする人が増加しており、介護保険等のサービス基盤の充実を図っています。今後も引き続き、各種サービスにより地域での生活を支援するとともに、地域に住む様々な人と協力して身近な地域における声かけや見守り、支え合いを行うことが必要です。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○関係機関・団体が実施している見守り活動と連携した見守り体制の構築 ○高齢者世帯のゴミ出しや訪問活動などを行う地域サポーター等の活動を支援
市の取組	○関係機関等と連携した地域の見守りネットワークづくり ○福祉サービスを利用しやすい環境づくり ○各種相談体制の充実

(2) 地域福祉活動団体の連携強化

市内には、自治会や地区社会福祉協議会などの組織と、ボランティア団体やNPOなどの団体があり、それぞれの地域課題に応じた活動や各団体の目的に応じた活動をしています。これらの活動をさらに推進していくためには、各活動に対する支援を行うとともに、地域という共通の場で、情報交換をはじめとした地域福祉活動に関わる人や団体間での連携が重要です。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○ボランティア活動センター登録団体などとの連携
市の取組	○自治会や福祉活動団体などが情報交換し合える場の提供 ○民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉に関わる団体等の活動を支援

(3) 関係機関の連携強化による相談支援の充実

適切な相談を受けられるようにするために、民生委員・児童委員などの身近な相談者や相談窓口等の周知の徹底を図るとともに、分野を超えて情報を共有し、適切な支援ができる連携体制を強化します。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○複雑化、複合化した課題に対する相談対応体制の強化 ○生活に困窮している人への相談支援 ○生活相談員や就労支援員の配置 ○ハローワークと連携した就労支援
市の取組	○複雑・多様化している福祉関連情報や課題を共有できる仕組みの構築 ○医療・介護等の関係機関との連携を推進

(4) 虐待防止の推進

高齢者や障がい者、子どもへの虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などを未然に防止するためには、一人ひとりが人権意識を高め、人権に対する理解を深める取り組みを、行政と地域が一体となって推進していく必要があります。

また、適切な支援につなぐため関係機関との連携を強化します。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○虐待防止に関する相談対応の強化
市の取組	○人権に関する啓発活動 ○高齢者や障がい者、児童等に対する虐待防止、早期発見、早期対応に向け 関係機関との連携強化 ○地域住民や民生委員・児童委員と連携した地域での効果的な見守り活動

（５）権利擁護体制の推進

認知症や高齢者等の中には、日常生活で不利益を生じる契約行為により、被害を受けることがあります。こうした人たちの権利を守るため、成年後見制度や市社協の日常生活自立支援事業を継続するとともに、制度の周知を図っていく必要があります。

また、令和４（２０２２）年３月、第一期基本計画における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援などの取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○関係機関と連携した権利擁護制度の活用
市の取組	○成年後見制度の周知と普及促進 ○成年後見制度の相談窓口及び対応体制の充実、制度の計画的な推進に向けた中核機関の設置

基本目標３ 安心・安全な生活を支える環境整備

（１）必要な情報を必要とする方に届ける仕組みづくり

福祉サービスに関する情報については、広報むこうや福祉のガイドブック等をはじめ、ホームページやSNS等様々な方法で多くの情報を発信します。支援を必要とする人やその家族等が、必要な情報を得て、十分なサービスや支援を受けられるように、情報提供の仕組みづくりを進めます。

《主な取り組み》

社会福祉協議会の取組	○各種地域福祉事業や関係機関・団体による地域活動の情報発信
市の取組	○広報むこうやホームページ、SNS、各種ガイドブック等を活用した情報発信 ○必要な情報が届くよう、意思の疎通が困難な方のコミュニケーション支援の充実

(2) 安心・安全なまちづくりの推進

防災や防犯については、自治会をはじめとした地域の日頃からの活動や取組みが、いざという時に大きな力となることから、地域住民や関係機関の連携等による災害時要支援者支援対策や高齢者等の消費者被害防止対策など、地域の体制づくりが必要です。

《主な取り組み》

社会福祉協議会 の取組	○災害ボランティアセンターの活動促進 ○災害ボランティアの養成講座の実施
市の取組	○避難場所や避難経路、災害時の備蓄など、防災知識や災害時の対処法などについて普及・啓発 ○防災訓練等を通じて災害時に助け合える地域づくりの推進 ○地域や警察など関係機関と連携し、消費者被害等の予防啓発の実施

再犯防止に関する取組（「向日市再犯防止推進計画」）

平成 28(2016)年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成 29(2017)年 12 月に「再犯防止推進計画」が策定されました。また、同法第 8 条において、市町村は、国の計画を勘案して、市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がない人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多く存在します。

再犯防止施策の推進に当たっては、向日市犯罪被害者等支援条例（平成 24 年条例第 23 号）に基づき、犯罪被害者等の支援を第一に、犯罪をした人等が再び罪を犯すことがないように、地域で安定した生活を送るためには、国、地方公共団体及び民間団体が一丸となって息の長い支援を実施する必要があります。

《主な取り組み》

市の取組	○保護司等による活動の支援や相談場所の提供 ○「社会を明るくする運動」強化月間及び再犯防止啓発月間において、運動を周知する広報・啓発を推進 ○関係機関と連携した立ち直り支援
------	--

第4章 第2期向日市自殺対策計画

■ 施策の体系（案）

第2期向日市自殺対策計画	
基本目標1 市民への啓発と周知	
（1）情報提供体制の充実	
（2）正しい知識の普及・啓発	
基本目標2 適切な相談支援につなげる仕組みづくり	
（1）関係団体、職員等の人材育成	
（2）関係機関との連携強化	
（3）相談支援体制の充実	
（4）自死遺族等遺されたひとへの支援の周知	
基本目標3 ライフステージに合わせた支援	
（1）ライフステージに合わせた支援の推進	
（2）さまざまな困難を抱えるひとへの支援の推進	

自殺対策計画の内容については、
地域福祉計画第3章の構成に合わせて作成予定

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の普及啓発

地域福祉は、本市で生活を営む市民一人ひとりが中心となって進めていくものです。一人でも多くの市民に計画内容の理解と協力を求めていく必要があることから、広報紙やホームページ、公共施設での配布などを通じて市民への周知を図ります。

2 地域福祉の推進体制

地域福祉を推進させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組んでいく必要があります。また、地域において民生委員・児童委員や事業者、福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し情報交換をすることによって、問題の早期発見・早期解決をすることができます。

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、行政の担当部署だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

3 計画の進行管理・評価

市民の意向を把握しながら、施策の実施状況を把握するとともに、取り組みの達成度などについて評価、検証を行います。

また、市民のニーズの変化や国における新たな施策にも適切に対応するよう、適宜、施策の検討や見直しを行いながら効果的な計画となるよう努めます。

資料編

- 1 計画の策定経過
- 2 向日市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱
- 3 向日市地域福祉計画策定・推進委員会名簿
- 4 用語解説